

海津市地域公共交通会議運営規程 (案)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、海津市地域公共交通会議設置要綱(以下「要綱」という。)第 8 条第 6 項の規定に基づき、海津市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)の議事および会議運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第 2 条 会長は、会議を招集しようとするときは、開催日の 1 週間前までに、開催の日時、場所、議案その他必要事項を委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(出欠の届出)

第 3 条 委員は、事前に出欠の有無を会長に届け出るものとする。

(代理出席)

第 4 条 要綱第 4 条第 2 号から第 3 号及び第 5 号から第 9 号に定める委員が、やむを得ず欠席する場合は、その所属する団体の代理の者が出席し、議決権を行使することができる。

(会議録の調製)

第 5 条 会長は、会議録を調製し、次に掲げる事項を記録する。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 出席した委員等の氏名
- (3) 会議の内容
- (4) その他会議において必要と認めた事項

2 会議録には、議長及び議長が指名した 1 人の委員が署名する。

(会議録の公開)

第 6 条 会議録及び会議資料は、原則として公開とする。ただし、要綱第 8 条第 5 項ただし書きの規程により、非公開とされた部分については、非公開とすることができる。

2 前項に規定する公開に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(傍聴)

第 7 条 傍聴を希望する者は、要綱第 8 条第 5 項のただし書きの規定により会議が非公開とされた場合を除き、会議を傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(補則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。